

## 令和3年度以降の検討方針（案）

令和3年3月10日

今年度の検討結果（作業部会、訓練）及び神戸市帰宅困難者対策基本指針（令和3年3月改定）を踏まえ、令和3年度以降は次の2つの課題について検討を行う。

### 1 「一斉帰宅の抑制」等の普及啓発の推進

#### （1）背景

今年度の検討では、「一斉帰宅の抑制」の普及啓発について、次のようなご意見をいただいた。

- 「一斉帰宅の抑制」という言葉の意味を、市民、従業者、学生、買い物客等に広く知ってもらう必要がある。
- 「一斉帰宅の抑制」という言葉を地道に周知していくことが、災害時の適切な行動につながる。
- 「大規模な災害が発生する」⇒「一斉に帰宅することを控える」というイメージが自然と思いつかぶように、各種新聞、市の刊行物、単独のリーフレットなどを媒介として繰り返し広報することが必要。
- 市で作成したデザイン付箋紙は、人の手に取ってもらいやすい良いデザイン。これと同じデザインのポスターがあれば、当館に掲示し、「一斉帰宅の抑制」の普及啓発の一助とすることは可能。
- 公共交通機関の運行情報は、駅に情報を求めるよりも、個人のスマホで鉄道各社のホームページ等で確認する方が、確実かつ早い。このことを知っておくことは、災害時の混乱防止に有効と思われる。

#### （2）検討内容

三宮駅周辺地域の事業者、従業者、来街者等に対し、「一斉帰宅の抑制」等の帰宅困難者対策について普及啓発を推進し、当事者意識の醸成並びに災害時の対応に向けた準備の促進を図る。

- ①市、協議会員、一時滞在施設協定締結事業者が連携し、様々な機会や媒体を活用し、「一斉帰宅の抑制」の普及啓発を推進する。

- ②市で実施してきた普及啓発の広報コンテンツを、事業者等の協力を得て、より一層広げる。
- ③協議会で実施してきた取組を、事業者や地域団体等の協力を得て紹介し、事業者等による取組（一斉帰宅の抑制、帰宅困難者の支援等）を広げる。

## 2 帰宅困難者の誘導に関する検討

### (1) 背景

今年度の検討では、帰宅困難者の誘導（情報提供を含む）について、次のようなご意見をいただいた。

- 警察官・消防署員など制服で見て分かる方の呼びかけが必要。
- 緊急速報メール等を活用し、一時退避場所・一時滞在施設の場所や受入れ可能人数（随時更新）、移動ルート、移動のタイミング等を案内できるとよい。
- 一時滞在施設として開設した時に周辺の情報（他の一時滞在施設やコンビニの場所など）をまとめたペーパーの配布などはできると考える。
- フラワーロード等の比較的広い道路上に一時退避できるとよい。
- 大型ビジョンやデジタルサイネージを活用した情報提供は考えられるが、災害時に装置を操作する人員の確保が課題。

### (2) 検討内容

災害時における三宮駅周辺地域の混乱防止に資するよう、帰宅困難者の一時退避場所及び一時滞在施設への誘導（情報提供を含む）について検討する。

- ①市、警察機関、民間警備会社で連携し、令和元年度の成果（退避誘導に係る指針案）を踏まえ、帰宅困難者の誘導に関する検討を進める。
- ②帰宅困難者自らがスマホ等で誘導に関する情報を確認できるよう、情報提供体制を検討する。
- ③三宮駅周辺地域における大型ビジョンやデジタルサイネージを活用した情報提供体制を検討する。